

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記 1 のとおり。

2 入札参加に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5・6・7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 別記 4 に掲げる受領期限の日から入札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則、運用基準及び契約に関して知事が定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、別紙様式 1 による入札書を直接提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札の日時及び場所は、別記 2 のとおり。
- (5) 入札参加資格者又はその代理は、入札公告等においても定められた義務を履行するために必要とする関係書類を別記 4 により、令和 7 年 8 月 4 日（月）午後 4 時 45 分までに提出しなければならない。
- (6) 入札参加資格者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合において、学校があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 件 名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加資格者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (7) 入札参加資格者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加資格者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印 すること。
- (9) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (10) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (12) 入札参加資格者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (13) 入札金額は、供給物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税、契約付付帯条件等納入場所渡しに要する費用一切の諸経費を含め、1 月当たりの借入金額を見積るものとする。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ

- るかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加資格者又はその代理人は、賃借料の年間支払回数等の契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
 - (15) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者に係る資格審査が入札日時までに終了しないときは、当該者は入札に参加することはできない。
 - (16) 開札は即時開札とする。
 - (17) 開札は、入札参加資格者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加資格者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
 - (18) 入札会場には、入札参加資格者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び 3(17) の立会職員以外の者は入室することができない。
 - (19) 入札参加資格者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
 - (20) 入札参加資格者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
 - (21) 代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札会場において入札開始前に様式 2 による委任状を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。
 - (22) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
 - (23) 入札参加資格者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加資格者の代理人となることはできない。
 - (24) 予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、3 回を限度として再度の入札を行う。2 回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2 回を限度として別紙様式 3 による見積書を徴する。

4 入札保証金

- (1) 入札保証金については、会計規則第 135 条及び 136 条の規定によるが、第 135 条に規定する保証金を納付させる場合の額については、入札見積金額を年額に換算した額の 100 分の 5 以上とする。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けたものは、これを免除する。
（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) (1) に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

5 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申立てができないものとする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 供給物品名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加資格者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 供給物品等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が入札者が見積もる契約金額を年額に換算した額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書
- (11) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反したとき。

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内の最低の価格でもって申込みをし

た者を契約の相手方とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者の決定するものとする。この場合においてくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。
- (4) 入札参加者及びその代理人は入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札以降の入札及び見積合わせには参加できないものとし、再度の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、見積合わせには参加できないものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

契約保証金については、会計規則第 152 条及び第 153 条の規定に基づき、契約金額を年額に換算した額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、愛媛県会計規則第 154 条各号に該当するときは、免除することがある。

8 契約書の作成

- (1) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (3) 落札者は、契約書の作成に当たり、契約書に記載すべき事項に関して必要な説明を契約事務担当者に行うものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた供給物品等に係る技術仕様について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告日から開札日までの間に事務の手続き上知り得たネットワーク関連情報及びセキュリティ情報等を、開札日以降も外部に一切漏らしてはならない。

11 その他必要な事項

- (1) 入札参加資格者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、別記 3 のとおり

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
教職員用パソコンの借入れ
- (2) 借入物品及び数量
教職員用パソコン一式（パーソナルコンピュータ 8 台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式）
- (3) 物品の条件等
別添仕様書による。
- (4) 契約期間
令和 7 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日
- (5) 設置場所
愛媛県立新居浜商業高等学校

2 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 8 月 7 日(木)午前 10 時 00 分
- (2) 場所 愛媛県立新居浜商業高等学校 応接室

3 事務を担当する部署

- (1) 部署の名称 愛媛県立新居浜商業高校 事務課 主事 小野 晟奈
- (2) 所在地 〒792-0821 愛媛県新居浜市瀬戸町 2 番 16 号
- (3) 電話 0897-43-6736

4 入札関係書類の提出先及び受領期限等

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書（別紙 1）
 - イ 入札仕様確認書（別紙 2）
 - ウ 明細書（別紙 3）
 - エ 仕様対応表（別紙 4）
 - オ 機器カタログ
 - カ 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（電子契約希望者）
- (2) 提出期限及び提出先
 - ア 令和 7 年 8 月 4 日(月) 午後 4 時 45 分までに、持参又は郵送(期限必着)により提出する。
 - イ 提出先 愛媛県立新居浜商業高等学校 事務室
〒792-0821 愛媛県新居浜市瀬戸町 2 番 16 号
- (3) 入札参加の可否の通知
提出された入札参加資格確認書類の内容を審査し、入札参加の可否について、参加不許可の場合のみ入札日までに申請者へ電話にて通知する。